

葛飾区人権啓発紙

こんにちはは人権

じん けん

Vol.13

発行・編集/葛飾区総務部人権推進課
〒124-0012
葛飾区立石 5-27-1 ウィメンズパル内
☎ 5654-8148

「誰か」のこと じゃない。 12月4日～10日は人権週間です

インターネット社会で
人権について考えよう

インターネットは大人から子どもまで誰もが使う道具になりました。この利用者の増加に伴って、ネット上でのトラブルや事件、犯罪も多く発生するようになっていきます。人権侵害もその中のひとつです。

多くの人が使うようになったSNSは、人々のコミュニケーションを助けていますが、デマやうわさを拡散させることもあります。新型コロナウイルス感染症についても、感染者だけでなく、家族、勤め先に対する偏見、差別まで引き起こしています。また、ネット中傷に悩む被害者が命を落とし、社会問題にもなりました。

ネット上の中傷書き込みは簡単に削除できない上、発信者を特定する手続きには費用、時間がかかります。総務省ではこの手続きを改善するための検討が進行中です。人権講演会では、インターネットにおける人権侵害について、被害の実態や最新の動向を知ることが出来ます。今こそ、ネット社会と人権について考え、ネット上での中傷や人権侵害のない社会を目指しましょう。



人権週間記念講演会 のお知らせ



講師
佐藤 佳弘 講師
株式会社情報文化総合研究所代表取締役
武蔵野大学名誉教授

プロフィール
西東京市情報政策専門員、東久留米市個人情報保護審査会会長、東村山市情報公開運営審議会会長、東久留米市情報公開審査会委員、東京都人権施策に関する専門家会議委員、京都府・市町村インターネットによる人権侵害対策研究会アドバイザー、オール京都で子どもを守るインターネット利用対策協議会アドバイザー、西東京市社会福祉協議会情報対策専門員、NPO法人市民と電子自治体ネットワーク理事、大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター客員研究員。(すべて現職)

テーマ	インターネットと人権 ～今こそ、ネット社会と人権について考えよう～ ※手話通訳、要約筆記、磁気ループあり
日時	令和2年12月23日(水) 午後2時から午後4時(開場午後1時30分)
場所	ウィメンズパル 多目的ホール (立石5-27-1)
保育	1歳以上就学前のお子さんが対象(先着6名)
申込み	先着100名 電話かFAXでお申込みください。 《はなしょうぶコール》 電話:03-6758-2222(午前8時～午後8時) FAX:03-6758-2223(24時間対応) ※FAXでお申込みの際は、以下をご記入ください。 ①「12月23日 人権講演会」 ②氏名 ③住所 ④電話番号・返信用FAX番号 ⑤年齢 ⑥保育希望の有無(有の場合はお子さんの名前・年年齢)
主催	葛飾区、葛飾区教育委員会、葛飾地区人権擁護委員会
問い合わせ	人権推進課(☎03-5654-8148)

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来場の際はマスクの着用をお願いいたします。体調不良や発熱がある場合は受講をお控えください。

葛飾区人権施策推進指針を改定しました

全ての政策・施策・事業を通じて、互いの人権を尊重し、平和で平等な社会を実現します

葛飾区は平成20(2008)年3月に、「葛飾区人権施策推進指針」を策定し、この指針に基づき、これまで様々な人権施策に取り組んできました。

指針策定から10年あまり年数が経過し、障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法・部落差別解消推進法が施行されるなど人権をめぐる社会情勢が変化してきているほか、インターネットによる人権侵害、性自認・性的指向、様々なハラスメントなど新たな人権課題が顕在化してきています。

このような状況を踏まえ、本年3月「葛飾区人権施策推進指針」を改定しました。新たな指針は、男女平等推進センター、図書館、区政情報コーナーで閲覧できるほか、区のホームページからもご覧になれます。



道上小学校



末広小学校



亀青小学校

◎人権の花運動
草花を育てることを通じて、命の尊さを学び、思いやりの心を育てています。

人権擁護委員は、
相手への思いやりを育てます

人権擁護委員とは

法務大臣から委託された民間ボランティアです。人権相談を受けたり、人権の考えを広めたりする活動をしています。



コロナウイルス感染症が私たちに問いかけること

学校や職場、地域社会を一変させた新型コロナウイルス感染症の拡大。平時にうっすらと見えていた社会課題はよりはっきりと、そして未経験の課題もつぎつぎと表出しています。

「ウイルスと共に暮らす」という状況下、私たちはどのように社会課題と向き合い、人権を尊ぶ社会構築のために何ができるのでしょうか。人権問題を研究されている阿久澤麻理子さんに寄稿していただきました。

コロナウイルス感染症（COVID-19）の広がりの中で、世界人権宣言にも記された私たちの人権の多くが一教育、仕事、治療、さらには、人と集うことも、音楽や演劇を楽しむことも一制約を受けるようになりました。何とも皮肉なことですが、人権は制約を受け、侵害された時にこそ、強い存在感を示します。

中でも、「誰もが差別を受けない」（世界人権宣言第2条）ことは、私たちが、今もつとも敏感に受け止めるべき基準でしょう。当初、感染への不安から生じた差別は、海外の感染拡大地域や国の出身者、そこからの渡航者に向けられました。例えば「中国ウイルス」といった言葉は、特定の地域・人への偏見や反感を強めます。こうしたことが起きないよう、世界保健機関（WHO）では感染症を名付ける際のガイドラインを定め、「地名」「人名」「動物・食品」「特定の文化、集団、産業、職業」「過度に恐怖心を刺激する表現」を避けることとしています。今年の2月、この感染症が「COVID-19」と命名されたことを発表した際、WHOは「名称を持つことは、不正確であったり、汚名をさせる。他の名称の使用を防止するために重要です」とのメッセージ



ジを添えました。ところでその後、市中感染が広がると、医療従事者、物流業者、小売業者など私たちの暮らしのインフラを支える人びと、感染が確認された人やその家族、職場、地域：などへと差別と排除の対象は際限なく広がりました。不安が伝染し、差別・排除が深刻化すれば、病気のことは「話題にできない」ことになり、それは結果として感染を広げることになりかねません。差別・排除する社会は、感染症に弱い社会です。国や自治体には、差別・排除を生まない社会づくりの責務があります。一方、「ウイルスと共に暮らす」という新たな条件下で、私たちはこれまで

とは違ったやり方で、人権を回復し、実現する努力を重ねていかねばなりません。例えば、「教育への権利」を例にとってみましょう。外出自粛が求められている間、多くの学校がオンライン授業を行いました。インターネット配信や子どもたちの環境整備（タブレットやポケットWi-Fiの貸し出しなど）が行われ、授業やコミュニケーションの手段が確保されたことは前進でした。でも、授業をオンライン・ミーティングで行くと、パソコンやタブレットの画面には、先生と子どもたちの顔と名前が、マス目になって映し出されます。クラスメートには見えてほしくない家の状況や、施設で暮らしていることなどが写り込んでしまうという悩みも出ています。また、名前が表示されるので、外国にルーツのある学生に「カミングアウト」を強いることにならないか、と大学の教員間では議論になりました。そこで授業開始前に、自分が写る画面の背景を変えたり、表示される名前を変えたりする方法を伝えることになりました。

また。筆記担当者。が話の内容を文字化し、字幕機能を使って画面に映し出すことはできるのですが、資料と一緒に手話通訳者を画面に映し出すと、スペースが小さすぎて、手話が見にくくなってしまふことに気づきました。新しい方法にチャレンジしつつ、その度ごとに見えてくる新たな課題に、私たちは創造的なやり方で向き合っていかなければなりません。その後、手話の表示については、様々な方法が、ネット上で紹介されるようになりました。情報やノウハウを蓄積し、交換する場が求められます。

阿久澤 麻理子（あくざわ まりこ）さん
大阪市立大学都市経営研究所・人権問題研究センター教授
専門は教育社会学。人権に関する理論と、教育・啓発・研修等における実践について研究するとともに、量的・質的調査を通じて、市民社会の人権基準に対する理解や、マイノリティ集団に対する差別・排除意識の位相とその背景にある社会的要因について研究する。『人権ってなに？Q&A』（2006年 解放出版社）ほか。

見る流行歌

「コロナ禍の中、自宅でコンピュータに向かう機会が増えました。仕事の気晴らしに、インターネットで音楽動画を楽しむ皆さんも増えていることでしょう。思えば昔から、流行歌とは「見る」要素を含んでおり、日本における「男らしさ」や「女らしさ」のイメージ形成やその刷新、あるいは性的少数派への理解についても、歌手／アーティストの視覚的な発信力が影響を与えた部分は少なくありません。

映像文化と新しいジェンダー

戦後の流行歌は、映画とのタイアップから始まりました。戦時中は禁じられていた男女交際を明るく描いた『青い山脈』や、夢を追う快活な女性像が印象的な『銀座カンカン娘』の主題歌などが良い例です。けれどもジェンダーの越境者として特筆されるべきは、美空ひばりでしょう。『悲しき口笛』では、みずから「ちび公」と名乗り、シルクハットに燕尾服で歌を披露する戦争孤児として銀幕に登場し、『東京キッド』では、訳あって少年のふりをする芯の強い少女を演じました。さらに、テレビが普及した時代には、『柔』のヒットで凛々しい男装姿を広く国民に印象づけました。女（の子）らしさを期待される女性が、その社会的期待を裏切って逞しく生きる姿を彼女が示したのです。

可視化される性的少数派

ただし、美空ひばりの異性装は、社会的な男女の役割のひとひねり―すなわち、ジェンダーの実験であった一方、規範からの脱却を性的志向のレベルで実演した先駆者が、丸山（一九七〇年代以降は「美輪」）明宏でした。五〇年代から化粧を施した中性的な装いでシャランソンを歌って「ジスターボーイ」と呼ばれ、六〇年代には、三島由紀夫が脚本を書いた映画『黒蜥蜴』に主人公の女性役で出演し、私生活でも同性愛者であることを公言しました。彼に続き、ピーターや美川憲一なども、性別不詳の出で立ちやふるまいにより、女装や「オネエ」のサブカルチャーを日本のお茶の間に広く認知させる土台を築いたと言えます。



新しいメディアと社会の多様性

しかし、ゲイ男性と比べ、レズビアン（の女性）は日本社会において不可視にされがちです。性的少数者として活躍する

立教大学文学部教授
研究分野はアメリカ文学、日米大衆文化、ジェンダー批評。音楽関連の著書に、『どうにもとまらない歌謡曲―70年代のジェンダー』（品文社、2002年）など。

男女平等推進センターで開催した講座

講座「家庭内暴力～DVと子ども虐待」を9月17日に開催しました。

家庭内暴力 DVと子ども虐待

講師 吉祥眞佐緒さん
（一般社団法人エープラス 代表理事）

吉祥さんのお話

子どもの虐待の背景にはDVや、相談できる人がいない、情報も届いていないなどの追い詰められた状況があります。また、子どもの前でDVが行われる面前でなくとも、DV家庭の緊張した雰囲気の中で子どもを育てること自体が心理的虐待になります。

国際ガールズ・デー企画 女の子たちの今～セカイとニッポン

10月11日は国際ガールズ・デーです。「女の子の権利」や「女の子のエンパワーメント」の促進を、広く国際社会に呼びかける日として、国連によって定められました。

第1回 ニッポンの女の子について考えよう。
『メディアの中の少女たち』10月11日（日）講師 千田有紀さん（武蔵大学社会学部教授）
さまざまなメディアの中の少女たちは、知らないうちに女性役割を担わされたり、性的対象として男性の視線をまとう表現を求められたりしています。少女たちがどのように描かれているか、ネットCMを中心に直し、気づきを通して男女平等について考えました。
【感想】 平等でないことは、立場を変えないと気付かないこともあり、視点を変える大切さを改めて再確認しました。

第2回 セカイの女の子について考えよう。
『アッラーと私とスカーフと』上映会 10月18日（日）2015年 横間恭子監督作品
カナダに住む4人のイスラム教徒の女性がヒジャブ（頭髪を隠すスカーフ）をするかどうか悩む姿を追うドキュメンタリー。女性の服装をとらえて文化や宗教、アイデンティティについて考えました。
【感想】 ヒジャブを被る、取りさる、両方の決断を見られて良かったです。

映画「わたしのヒーロー」上映講座

11月21日（土）講師 川口遼さん
（東京都立大学子ども・若者貧困研究センター特任助教）
11月19日は国際男性デー。育児をとったパパの仕事と子育てを描いた映画「わたしのヒーロー」（佐藤陽子監督作品）あいち国際女性映画祭 2019 グランプリ&観客賞を受賞。上映後、パパの「働く」と「育てる」をテーマに講師の話をお聞かせ。



お知らせ



LOVE CONTROL
ラブ・コントロール
～アタリマエとおかしな関係～
講義と演劇を通して
アタリマエとおかしな関係 デートDVを考えます。

日	時	令和3年1月31日(日) 午後2時～4時
会	場	ウィメンズパル 多目的ホール(立石5-27-1)
対	象	中学生以上。学生・保護者・教育関係者など関心のある方、どなたでも(男性やカップル・親子での参加も歓迎)
定	員	50名(事前申込・先着順)
申込方法など		12月発行の広報かつしかでご案内します。



※劇中に暴力的・性的表現があります。

作者 宮崎 歩詩奈さん
(アウェア認定デートDV防止プログラム・ファシリテーター)



演劇団体 keikai

男女共同参画講演会 湯浅 誠さん講演会

「つながりの中で生きる ～男女共同参画社会ができること」

突如やってきた新型コロナウイルス感染症が、これまでとは違う日常を見つめる機会となった2020年。新しい未来を迎えるために私たちは何をすればよいのか、社会とのつながりを絶たれた人たちの支援を長く続けている湯浅誠さんのお話から考えます。

日	時	令和3年3月6日(土) 午後3時30分～5時30分
会	場	ウィメンズパル 多目的ホール(立石5-27-1)
定	員	100名(事前申込・先着順)
申込方法など		2月発行の広報かつしかでご案内します。

湯浅 誠さんプロフィール



社会活動家。東京大学先端科学技術研究センター特任教授。全国子ども食堂支援センター・むすびえ理事長。東京大学法学部卒。1990年代よりホームレス支援に従事し、2009年から足掛け3年間内閣府参与に就任。著書に、『子どもが増えた! 人口増・税収増の自治体経営』(泉房穂氏との共著、光文社新書、2019年)、『「なんとかする」子どもの貧困』(角川新書、2017年)など多数。

女性のための相談窓口

面接または電話での相談をお受けしております。(要予約・無料)

女性に対する暴力(DV)相談	月・木	午前10時～午後5時	03-5698-2211
法律相談	火	午後1時30分～午後4時30分	
悩みごと相談	月・火・木・金	午前10時～午後5時	03-5698-2213
	水	午後1時～午後4時 午後5時～午後8時 【電話のみ・男性も可】	

※祝休日・年末年始を除く

【DV相談+ (プラス)】

新型コロナウイルス感染症に伴う生活不安・ストレスから、DVの増加・深刻化が懸念されていることを踏まえ、内閣府では電話やSNS、メール相談等を実施しています。

TEL: 0120-279-889 (つなぐ はやく)
電話・メール 24時間受付
チャット相談 12:00～22:00
<https://soudanplus.jp>

差別のない社会を目指して

あなたの中に差別意識はありませんか?

自分は差別をしたことも、されたこともないという人がいるかもしれません。

しかし、差別はあなたのまわりで、今も起きています。

【同和問題(部落差別)とは】

同和問題とは日本社会の歴史的発展の過程で形作られた身分制度や歴史的、社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、今でも様々な形で現れている重大な人権問題です。

人間は生まれるところを選べません。ところが、そこで生まれた、そこに住んでいる(いた)という理由だけで、差別されてしまう人びとがいます。これを同和問題(部落差別)といいます。

【現在も続く差別落書き】

葛飾区では、平成13年以来、同和問題に関する差別落書きが断続的に発生しており、公園内のベンチや椅子、階段の手すりなど至る所に被害が及んでいます。差別落書きは、当事者の心身を深く傷つける重大な人権侵害であり、許してはいけなない行為です。差別落書きの放置は、新たな差別を植え付け、差別を助長することにつながります。差別落書きと思われる落書きを発見した場合は、消さずに紙で覆うなどして、区人権推進課(直通 5654-8148)までご連絡ください。



中川右岸緑道公園

【同和問題とインターネット】

インターネットを利用した差別的な書き込みが後を絶ちません。不当な差別的取り扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの事案も発生しています。

こうした差別事象は同和地区出身者を傷つけ、生活を脅かすのみならず、そのまま放置しておくことで差別意識を拡大するおそれがあります。いわれなき差別により平穏な生活を脅かされている人がたくさんいることに、今一度真剣に向き合う必要があります。

【みんなの力で解決しよう】

平成28年12月に、「部落差別のない社会を実現すること」を目的として、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。

今もなお、現実社会の中で厳然として存在している「差別」。私たち一人一人が、自分に関わる問題として差別の現実を知り、どうすれば差別をなくすことができるのかを考え、差別をしたり、見逃したりすることのないよう行動していくことが大切です。みんなの力で解決し、明るい社会を目指しましょう。